

「東久留米市地域防災計画」改訂(素案)、
「東久留米市国民保護計画」改訂(素案)の
パブリックコメント(ご意見)を
募集します

市防災会議では「東久留米市地域防災計画」改訂(素案)、また市国民保護協議会では「東久留米市国民保護計画」改訂(素案)をまとめましたので、皆さんのご意見をお聞かせください。

【閲覧期間】 場所 閉庁・閉

市民交流事業
社会的リハビリテーション
～高次脳機能障害者の自立支援に向けて～
を開催します

頭のけがや、脳卒中など脳の病気が原因で、記憶、注意、遂行機能など脳の機能に障害が起き、社会生活を送ることが困難になった状態を「高次脳機能障害」といいます。見



地域での支援の実際／当事者の声から

【参加費】 無料

【会場】 西東京市民会館(西東京市田無町4ノ15ノ11)

【内容】 慶應義塾大学医学部

演「半側空間無視について」

申告納税制度の普及発展に
努められた皆さんが表彰されました

国税の申告納税制度の普及発展に関して、長年にわたり貢献された皆さんを表彰する

【日時】 28年1月16日(土)午後1時半～4時半(0時45分開場)

表彰された方は次の通りです。

柳泉園組合 焼却炉の再稼働について
分別排出にご協力をお願いします

9月1日に柳泉園組合で運転中の焼却炉1炉の排ガスから、可燃ごみに混入した水銀が原因で高い水銀濃度が検出されたため、同焼却炉を停止していましたが、11月19日から再稼働しました。

組合と同基準」と決めました。

介護保険制度
おむつなどの購入費を助成します

市では、在宅療養者の支援や家族介護者の負担軽減のため、紙おむつなどの購入費を助成しています。

【支給要件】 次の①～③の全てに該当することが必要です。

①要介護認定4または5を受け、在宅で生活している②

3カ月以上継続して、おむつなどを使用している③本人が住民税非課税

※介護施設や医療施設などに入所(入院)中の方、生活保護受給者は支給対象外です。

【支給内容】 月額5000円

※申請月の翌月分から年4

確定申告書作成会場
開設のお知らせ

確定申告書作成会場を次の通り開設します。申告書の作成・ご相談が必要な方は、ぜひご利用ください。

【開設期間】 28年2月8日(月)～3月15日(火)

【会場】 東村山税務署(東村山市本町1-20-22)

【注意】 2月5日(金)までは、申告書の作成・相談が常設窓口のみでの対応となるため、大変混み合います。で

【注意】 2月5日(金)までは、申告書の作成・相談が常設窓口のみでの対応となるため、大変混み合います。で



国民年金
だより

国民年金金種別変更の届け出をお忘れなく

国民年金の加入種別は3種類に分かれており、届け出は加入時だけでなく、種別が変わったときにも必要です。種別変更の届け出を忘れると、年金が受け取れないこともありますので、忘れずに手続きを行いまし

【第3号被保険者】 国民年金の加入者のうち、第2号被保険者に扶養されている配偶者が対象です。届け出は第2号被保険者の勤務先を通じて行います。

【第2号被保険者】 会社や官公庁に勤務し、厚生年金などに加入している方が対象です。加入手続きは、会社や官公庁で行います。

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

約し、後日市ホームページで公表します。ご意見の返却や個別の回答は行いませんので、769へ。

【申請に必要なもの】 認め印

購入した直近3カ月分の紙

おむつなどの領収書(レシート可)または医師が証明した

おむつ使用証明書(本人名義の預金通帳など振込口座が分かるもの(家族名義の口座の場合)は委任状が必要)

詳しくは介護福祉課介護サ

ービス係 ☎470・7750

へ。

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

【第1号被保険者】 自営業や農業・漁業の方

お気軽に
無料相談
1月の

相談内容・定員	実施日	時間	会場	相談員	予約開始日	問い合わせ先
法律相談 (各日8人)	6日(水)	午前10時から		弁護士	12月24日(木)	
	13日(水)				1月14日(木)	
不動産・相続・会社の登記等相談 (5人)	20日(水)	午後1時から		司法書士	12月25日(金)	
表示登記・土地の境界等相談 (5人)	6日(水)				12月25日(金)	
相続・遺言・成年後見等手続き相談 (4人)	13日(水)	午前10時から	市役所2階相談室	行政書士	1月7日(木)	午前8時半から電話で生活文化課 ☎470・7738
税務相談 (5人)	13日(水)	午後1時から		税理士	1月8日(金)	
人権・身の上相談 (4人)	20日(水)	午後1時半から		人権擁護委員	1月15日(金)	
不動産取引相談 (5人)	20日(水)	午後1時から			1月15日(金)	
交通事故相談 (5人)	27日(水)	午前10時から		弁護士	1月21日(木)	
年金・労災・雇用保険・人事管理等相談 (4人)	27日(水)	午前10時から			1月21日(木)	
女性の悩みごと相談 (各日3人)	6日(水)	午前10時～午後1時	男女平等推進センター	女性カウンセラー	12月16日(水)	午前9時から電話で同センター ☎472・0061
	14日(木)	午後1時半～4時半			1月6日(水)	
女性弁護士による法律相談 (3人)	18日(月)	午前9時半～午後0時半		女性弁護士	12月18日(金)	
経営相談	25日(月)				12月18日(金)	
	平日	午前10時～午後4時	東久留米市商工会館	市商工会経営指導員	前日までに	東久留米市商工会 ☎471・7577

相談内容	実施日	時間	会場	相談員	問い合わせ先
耐震相談	1月は実施しません			東久留米建築設計協会会員	同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515
教育相談 ※電話相談も可。	火曜～土曜日	午前10時～午後5時	中央相談室 (成美教育文化会館内教育センター)	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667
	月曜～金曜日		滝山相談室 (西中学校隣)		滝山相談室 ☎475・8909
母子・父子相談	開庁日	午前8時半～午後5時	児童青少年課 (市役所2階)	母子・父子自立支援員	同課 ☎470・7736
身体障害者相談	8日(金)	午前10時～正午	市役所1階相談室	身体障害者相談員	前月末までに障害福祉課 ☎470・7747、ファクス 475・8181
知的障害者相談	13日(水)			知的障害者相談員	同センター ☎477・2711
心身障害者(児)相談	平日	午前9時～午後5時	さいわい福祉センター	さいわい福祉センター支援員	同センター ☎477・2711
職業相談	開庁日		市役所1階ワークコーナー	ハローワーク三鷹職員	※直接会場へ。
住宅増改築相談	1月は実施しません			市住宅増改築等幹旋事業登録団体協議会	
消費者相談 ※電話相談も可。	平日	午前10時～午後4時	生活文化課 (市役所2階)	消費生活相談員	市消費者センター ☎473・4505 ※直接会場へ。
行政相談	13日(水)	午後1時～3時		行政相談委員	生活文化課 ☎470・7738
妊婦訪問	希望する方は右記へお問い合わせください。		ご自宅	助産師・保健師	健康課保健サービス係 ☎477・0022
赤ちゃん訪問					